

令和3年度第2期 滋賀県スポーツサイクルレンタル助成事業の概要

本事業は、滋賀県内において、スポーツサイクルをレンタルする際の料金の半額(以内)を、滋賀プラスサイクル推進協議会が負担するものです。

対象事業者:滋賀県内のレンタサイクル事業者

対象経費:**県内居住者が利用したスポーツサイクルのレンタル料金**

スポーツサイクルとは、後輪に5段以上の変速機がついている自転車とします。

電動アシスト付きスポーツサイクルも対象です。

オプション、保険料、消費税および地方消費税を含みます。

次の費用は対象外です。

・定期利用

・ガイド、ツアー、出張回収・修理等の役務

協議会負担金額:対象経費の1/2以内

一人1レンタルにつき、

1日レンタルの場合 上限 2,000円

2日レンタルの場合 上限 4,000円

3日以上レンタルの場合 上限 5,000円

いずれも消費税および地方消費税を含む。

10円未満は切り捨て

実施期間:令和3年7月1日(木)~令和3年9月30日(木)

予算がなくなり次第終了

協議会負担金の申請方法

レンタサイクル貸し出し時に、利用者に申込票(様式)を記入してもらいます。

1ヶ月分の申込票(様式)と負担金申請書(様式)をFAXもしくはE-mailで、事務局あてにお送りください。

FAXの番号とE-mailアドレスは、各様式に記載しています。

当月分は次月の15日を請求の締め切りとします。

申請書到着から14日以内に、事務局から、貴事業者様の金融機関口座へ負担金を振り込みます。

各様式は、添付のものをコピーしてお使いください。

協議会負担金の申請の流れ



滋賀
プラス
推進
協議会
(事務局)

1ヶ月分の実績を
まとめて申請!

申込票と負担金申請書を
FAXかEmailで送付

協議会負担金を振込

レンタサイクル利用者

県内居住者のみ



申込票

スポーツバイクを
レンタル

県内レンタサイクル事業者



事業実施に関するご説明

1. 事業にご参画いただける場合は…

事業にご参画いただける場合は、別添「令和3年度第2期 滋賀県スポーツサイクルレンタル利用助成事業 参画連絡票(様式 - 1)」および「宣誓書(様式 - 2)」を、下記の事務局担当まで、FAXかE-mailでお送りください。

参画連絡の期限: 令和3年6月30日(水)

例えば、7月のみ参画など、期間を限定した参画も可能です。
その際も、期限内に御連絡をお願いします。

滋賀プラス・サイクル推進協議会自転車ツーリズムWG事務局 小林・大沼

TEL:077-528-3746 (疑問点があれば、お気軽にお問い合わせください！)

FAX:077-528-4877

E-mail :biwaichi@pref.shiga.lg.jp

当協議会ホームページの本事業の紹介ページにて、ご参画事業者様を掲載いたします。

2. 協議会負担金額の計算例

レンタサイクル1日5,000円 グローブ(オプション)1日300円 の場合

例) 2日間、レンタサイクルとグローブをご利用される場合

$$(5,000\text{円}(レンタサイクル1台1日) + 300\text{円}(グローブ1日)) \times 2(\text{日数}) \times 1.1(\text{消費税10\%}) \\ = 11,660\text{円}$$

11,660円 × 1/2(補助率) = 5,830 上限の4,000円を超えてるので

→ 協議会負担金は4,000円

お客様へは協議会負担金を除いた7,660円をご請求。

3. 各申請様式等の注意点

<申込票(様式)>

- ご利用者様に、一人1枚、記入していただきます。複数名のグループでレンタルされる場合でも、お一人1枚ずつ、記入していただきます。
- 当事業は、スポーツサイクル限定です。いわゆるママチャリは対象外です。

<補助金請求書(様式)>

- 当月分は次月の15日を請求の締切とします。最終の9月分の締め切りは令和3年10月15日となります。

請求漏れがあった場合は、ご連絡ください。

- 請求の際は、必ず請求する期間内の、すべての申込票(様式)もお送りください。
- 振込先欄は、2回目以降の請求時からは、記入不要です。